

事業継続力強化支援事業の目標

(1) 現 状

地域の概要

本計画の対象地域は、茂木町全域であり、茂木町商工会の管轄地区である。

東西12km、南北27km、面積172.69km²で南北に細長い町である。

当商工会と町役場がある町中心部の茂木地区、北西部の須藤地区、北東部の中川地区、南部の逆川地区と、大きく4地区に分けられる。



① 地域の自然災害リスク

当地域は、八溝山系の中にあり、南東部は中生代、中央部から北部は新第三紀の地層の上に浅い表土で成り立つ標高200m前後の山地が約64%を占めている。この山地は、樹枝状の谷が入りこみ、変化にとんだ地形をみせているため、水害の危険性が高い。八溝山地は主に中・古生界のチャート、頁岩、砂岩などからなり、地下には花崗岩類が広く伏在している。山地西縁には新第三紀の堆積岩類が広く分布している。これらは緩い西傾斜の単斜構造をなし、複雑な構造運動の跡は見られない。茂木地区の市街部は盆地状をなし、中川地区を東流する那珂川及び逆川・茂木地区を北流する逆川の沿岸に、平野部を形づくる沖積層が見られ耕地が開けているが、その面積は少なく、地下水が乏しい。

当地域で自然災害が発生した場合に想定される被害等は、次のとおり。

・ 洪 水

那珂川、逆川とも避難勧告等対象河として指定されているほか、両河川共に水防警報河川にも指定されている。

茂木町防災会議が作成した「茂木町地域防災計画」(令和3年3月)によると、那珂川沿いの須藤・中川地区の一部と、逆川沿いの茂木・中川・逆川地区の一部が浸水想定区域に指定されている。

・ 土砂災害

当地域には、山地災害危険地区が217箇所(令和6年4月1日現在 県東環境森林事務所)と芳賀郡内では突出して多い。

また、「茂木町地域防災計画」では、全域で被害を想定しており、山腹崩壊危険箇所が157箇所、崩壊土砂流出危険箇所が53箇所、地すべり防止区域が7箇所ある。また、土石流危険渓流箇所についても342箇所が指定されている。

・ 地 震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、中央から北西部にかけて6.0~26.0%、中央から南東部にかけて0.1~3.0%となっている。

栃木県では、平成25年度に実施した調査が県HPに掲載されています。地震被害想定

のデータを使用して、本県において最も甚大な被害を及ぼす可能性が高い地震を想定した被害予測を行っており、その結果は、次のとおりとなっている。

■ 想定した地震の前提条件設定 栃木県庁直下M7.3

○建物被害 冬 深夜 最大風速+2σ

市町	建物被害										
	全壊				半壊				火災による建物被害		
	(棟)				棟				(件)	(件)	(件)
	液状化	地震動	土砂災害	合計	液状化	地震動	土砂災害	合計	出火件数	残出火 件数	焼失 棟数
茂木町	4	0	0	4	8	21	0	30	0	0	0

○人的被害 冬 深夜 最大風速+2σ

市町			建物の被害			人的被害																				要救助者					
			火災による建物の被害			死者						負傷者						重傷者						軽症者数							
			(件)	(件)	(棟)	建物の倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物の倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物の倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物の倒壊			土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	
			出火件数	残出火件数	焼失棟数	計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内						計
茂木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	4

○ライフライン被害・道路被害・生活への影響 冬 18時 最大風速+2σ

市町	ライフライン被害(直後)						交通施設被害						生活への影響												
	上水道		下水道		電力	通信	都市ガス	LPガス	道路被害			鉄道被害			避難者数 (当日・1日後)			帰宅困難者		物資需要量 (当日・1日後)				災害廃棄物発生量	
	(人)	(人)	(軒)	(回線)	(戸)	(戸)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(箇所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(食)	(リットル)	(枚)	(基)	(万t)	(万t)			
	断水人口	支障人口	停電件数	不通回線	供給停止戸数	供給停止戸数	高速道路	直轄国道	一般道	新幹線	在来線	避難所	避難行動要支援者	避難所外	帰宅困難者	滞留者	食料	飲料水	毛布	トイレ	可燃物	不燃物			
	茂木町	0	431	0	0	0	26	0	0	10	0	2	7	1	5	1,807	947	26	0	15	44	0.0	0.0		

○その他の被害 冬 18時 最大風速+2σ

市町	その他被害								経済被害		
	エレベータ	危険物施設被害			文化財被害		孤立集落	ため池	直接被害		
	(人)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(集落)	(可能性が高い)	(億円)	(億円)	(億円)
	閉じ込め者数	火災	流出	破損等	国指定	県指定	農業集落	(箇所)	建物 資産等	ライフライン 交通施設等	災害 廃棄物
茂木町	0	0	0	0	0	0	0	0	5	23	0.1

○冬 深夜 最大風速 7m/s

市町	建物被害			人的被害																												
	火災による建物被害			死者							負傷者							重傷者							軽症者数							要救助者
	(件)	(件)	(棟)	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計					
	出火件数	残出火件数	焼失棟数	計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内					計	うち屋内			
茂木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	4		

○夏 12時 風速6m/s

市町	建物被害			人的被害																							要救助者	
	火災による建物被害			死者						負傷者						重傷者						軽症者数						
	(件)	(件)	(棟)	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊		土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒		合計
	出火件数	残出火件数	焼失棟数	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計	うち屋内	計		うち屋内
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0		0

○夏 12 時 風速 10m/s

市町	建物被害			人的被害																												
	火災による建物被害			死者							負傷者							重傷者							軽症者数							要救助者
	(件)	(件)	(棟)	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計									
	出火	残出火	焼失	計	うち				計	うち				計	うち				計	うち												
	件数	件数	棟数	計	屋内				計	屋内				計	屋内				計	屋内												
茂木町	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	3							

○冬 18 時 風速 7m/s

市町	建物被害			人的被害																								
	火災による建物被害			死者						負傷者						重傷者						軽症者数						要救助者
	(件)	(件)	(棟)	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計					
	出火	残出火	焼失	計	うち 屋内				計	うち 屋内				計	うち 屋内				計	うち 屋内								
	件数	件数	棟数																									
茂木町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	3

○冬 18 時 風速 10m/s

市町	建物被害			人的被害																					要救助者			
	火災による建物被害			死者					負傷者					重傷者					軽症者数									
	(件)	(件)	(棟)	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計	建物倒壊	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計					
	出火	残出火	焼失	計					うち屋内					計					うち屋内					計		うち屋内	計	うち屋内
	件数	件数	棟数	計					うち屋内					計					うち屋内					計		うち屋内	計	うち屋内
茂木町	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	2	0	0	0	3			

注: 屋内収容物移動・転倒は、建物崩壊の死傷者の内数であるため、合計に加えていない。

注: 小数点以下を四捨五入しているため、合計値と各項目を足した値が一致しない場合がある。

・集中豪雨

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

特に逆川流域は、記録がある 1702 年以降、たびたび水害に襲われており、昭和 61(1986) 年台風 10 号では、17 回目の氾濫を起こし、当町市街地の 56% が浸水した。433 事業所が被災し、被害総額は 65 億 4,600 万円という記録が残っている。

また、近年では令和元年東日本台風による、那珂川の氾濫により流域が浸水被害に遭った。住宅や店舗のほか、壊滅的な被害を受けた事業者も多数にのぼった。今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

・竜巻

平成 24 年 5 月 6 日に発生した竜巻では、スーパーの駐車場で車 10 台が損傷を受けたほか、工場屋根のガラス破損や飲食店の屋根瓦・ガラス損壊により、雨や雹が室内に吹き込み、原材料、機械、完成品などに被害が出た。

被災事業所数	半壊	一部損壊	建物以外の被害
25	4	16	5

今後も同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

② 感染症のリスク

感染症が流行した場合、以下のリスクが想定される。

- ・インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセル、イベントや会合の休止、外出自粛の動き等により売上が急減する。
- ・海外工場の操業停止、部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱により、生産が減少し受注を停止せざるを得なくなる。
- ・従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなる。

③ 商工業者の状況 （令和３年経済センサス活動調査）

商工業者数 ４７６者（うち小規模事業者数 ３９６者）

業 種	商 工 業 者	小規模事業者	備 考（事業所の立地状況等）
建 設 業	５ ９	５ ９	地域内に広く分散
製 造 業	７ １	６ ２	〃
卸 売 業	１ ９	１ ５	
小 売 業	１ ２ １	１ ０ １	茂木町中心部ほか、幹線道路沿いに多い
飲食店・宿泊業	４ ２	３ ５	〃
サービス業	１ ２ ８	９ ２	〃
そ の 他	３ ６	３ ２	
合 計	４ ７ ６	３ ９ ６	

④ これまでの取組

1) 茂木町の取組

町は、災害発生時に県全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、住民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、児童・生徒や防災上重要な施設の管理者、職員に対する防災教育を行うほか、次の事項に取り組んでいる。

- ・ 自主防災思想の普及、徹底
- ・ 防災に関する調査研究（防災カルテ・洪水ハザードマップ・土砂災害ハザードマップの作成を含む。）
- ・ 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災用資機材の備蓄、調達体制の整備

2) 茂木町商工会の取組

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 事業者ＢＣＰに関する国の施策の周知
- ・ 県主催の事業者ＢＣＰ策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 栃木県火災共済（協）と連携した火災共済への加入促進
- ・ 上部団体である全国商工会連合会（以下、「全国連」という。）の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入促進
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）の備蓄
- ・ 町が実施する防災訓練への参加及び協力

（２）課 題

- ・ 栃木県は地震・風水害など大規模な自然災害が比較的少ないと言われているため、自分のところは大丈夫という考えから、事前対策を行わない事業者も少なくない。また、感染症対策においては、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・ 緊急時の具体的な体制・役割分担を職員間で十分に共有できていない。加えて、事前の対策・緊急時の対応を進めるにあたり、必要なノウハウをもった人員が不足し

- ている。
- ・事業継続力強化支援ガイドライン（栃木県版）を全職員が理解し、被害情報の報告ルールを共有すること。

（３）目 標

- ・管内事業者に対し自然災害や感染症等事業継続リスクを認識させ、事業者BCP の策定や損害保険への加入を促す。
- ・リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。
- ・緊急時における町と商工会、国、栃木県、県連合会との被害情報報告ルート、内容等を職員が熟知し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 12 年 3 月 31 日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

①事前の対策

1) 管内事業者に対する事業継続リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 管内事業者に対する事業者BCPの作成支援

- ・管内事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・事業者BCP 策定のためのワークショップを開催する。

3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・茂木町商工会危機管理マニュアルを平成27年(令和6年更新)に作成済み。（別添）

4) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災(株)、全国連と提携しているあいおいニッセイ同和損保(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

5) フォローアップ

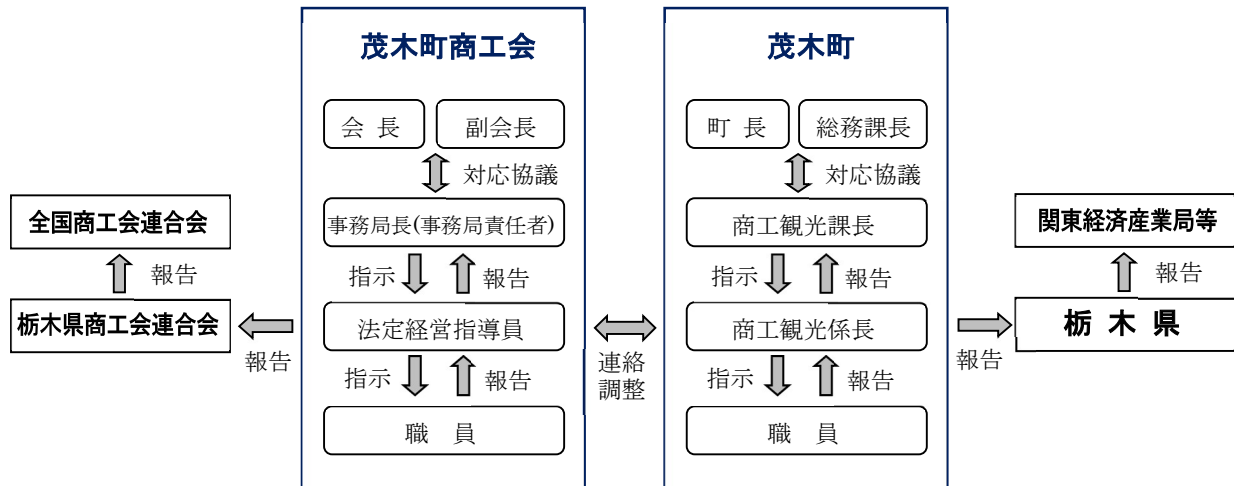
- ・管内事業者の事業者BCP等への取組状況を確認する。
- ・（仮称）茂木町事業継続力強化支援協議会（構成員：茂木町商工会、茂木町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

6) 訓練の実施

- ・自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

②リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



③リスク発生時の対応

I 大規模自然災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生の日時は以下のとおりとする。

- ・風水害：特別警報が発表された場合
- ・地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を町及び商工連へ報告するとともに、町が把握する被害状況を共有する。

2) 地域内事業者の被害状況の確認

- ・町は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・町と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。
- なお、情報共有は本計画の申請ガイドライン（栃木県版）で示された実態調査票（様式1）で行う。

期間(発生日起算)	頻 度
発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・町と商工会は情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
- なお、報告は3)と同様の様式で行う。

II 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・当町で取りまとめた「茂木町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、茂木町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・町は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県からの情報や方針に基づき、町と商工会で情報を共有した上で、町においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

④ 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・相談窓口の開設方法については町と相談する。
- ・安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被災事業者は、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。

- ・被災事業者施策（国、栃木県、町等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

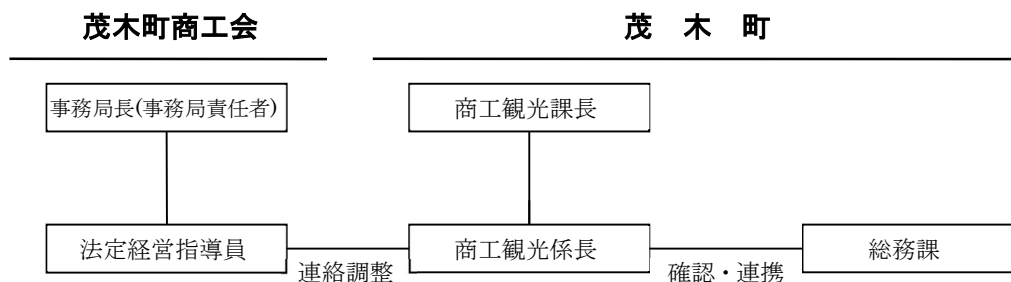
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 1 月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制 / 商工会と関係市町の共同体制 / 経営指導員の関与体制 等)



(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 五味渕 隆行 (連絡先は (3) ①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (四半期に 1 回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

① 商工会

茂木町商工会

〒321-3531 芳賀郡茂木町大字茂木 143-1

TEL : 0285-63-0325 / FAX : 0285-63-4658

E-mail : motegi_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町

茂木町商工観光課

〒321-3531 芳賀郡茂木町大字茂木 155

TEL : 0285-63-5625 / FAX : 0285-63-5699

E-mail : syoukoukankou@town.motegi.tochigi.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL:028-623-3173 / FAX:028-623-3340

E-mail: shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL : 028-637-3731 / FAX : 028-637-2875

E-mail : soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ作製費	40	40	40	40	40
・ 防災、感染症対策費	40	40	40	40	40

調達方法
会費収入、茂木町補助金、栃木県補助金、事業収入 等